

役員選任規程の細則

第1条（目的）

この細則は、公益社団法人日本パワーリフティング協会（以下「本協会」という）の役員選任規程第5条第3項に基づき、社員総会における役員（理事及び監事）の選任に際して、その選任条件、手続き等について定めるものである。

第2条（推薦受付け時期）

- 1 役員選任規程第2条に基づく理事候補者の推薦は、役員の任期満了となる年度末の6ヶ月前までに行うものとする。
- 2 推薦受付けに際しては、本協会は都道府県協会及び加盟団体に対して、事前に理事候補者募集に関する案内をしなければならない。

第3条（選考委員会）

- 1 社員総会へ推薦される役員候補者のとりまとめと役員候補者の資格審査等を行うために、理事会において選考委員会の設置を決め、専務理事が選考委員候補者の人選をし、理事会が候補者の中から選考委員を選任する。
- 2 選考委員は、次の4名をもって構成する。
 - (1) 理事代表 1名
 - (2) 監事代表 1名
 - (3) 正会員代表 2名
- 3 選考委員の互選により1名が委員長となり、選考事務を統括する。
- 4 選考委員会は、役員候補者が役員選任規程第5条第1項及び第2項に規定する条件（制限年齢）に該当しているか否かを含め、この細則第4条（選任条件等）の各事項について事前審査を行い、社員総会に判断資料として提出するものとする。
- 5 役員候補者の事前審査に必要な推薦書等の書式は別途定める。

第4条（選任の判断基準等）

- 1 役員選任規程第2条第1号及び第2号に規定する理事候補者を社員総会に推薦するにあたり、その判断基準として、次の各号に定める事項を必須条件とする。ただし、同規程第3条に規定する監事については、次の各号に定める事項を任意条件として参酌できるものとする。
 - (1) 理事会及び社員総会への積極的な参加、協力が認められること
 - (2) 本協会の主催する事業運営への積極的な参加、協力が認められること
 - (3) 人格的に問題がなく、指導力、見識及び社会常識を備えていることが認められること。尚、当該条件については、前第1号及び第2号の出席時及び参加時を含めて日頃の発言、行動、姿勢等から総合的に判断する。
 - (4) 加盟団体規程第2条に定める加盟団体（都道府県パワーリフティング協会、全日本実業団パワーリフティング連盟、全日本学生パワーリフティング連盟及び全日本高等学校パワーリフティング連盟）の活動において、体協加盟推進、ブロックの活性化、競技普及の啓発、選手層の拡大を含め、本協会の活動方針に基づく協力姿勢が認められること

- (5) 本協会定款に規定する除名処分を受けたことがないこと又は処分検討の対象になっていないこと
 - (6) 本協会各規程による処分を受けたことがないこと又は処分検討の対象になっていないこと
- 2 役員候補者の選任条件として、次の各号に定める任意条件を参酌することができる。
- (1) 国際パワーリフティング連盟（以下「IPF」という）又はアジアパワーリフティング連盟（以下「APF」という）が主催する国際大会への選手団派遣又は派遣業務に関して、積極的に参加又は協力していること
 - (2) IPF、APF又はIPFが認める他の国際的なパワーリフティング関連団体の活動に積極的に参画していること
 - (3) 加盟団体において、当該加盟団体の運営に積極的で且つ実務処理能力を備え、選手登録事務等、JPAの諸活動に協力的であること
 - (4) 加盟団体の体協加盟達成、競技人口の大幅拡大、本協会の新規財源確保、管理業務の改善等、顕著な業績が認められること
- 3 役員選任規程第2条1項第3号に規定する学識経験者については、パワーリフティング競技に関係する者であるか否かにかかわらず、経歴、専門分野、見識、経験等を踏まえて、選考委員会が役員候補者の人選を行い、理事会の承認の上で、社員総会に推薦するものとする。

第5条（情報収集）

- 1 選考委員会は、第3条第4項に基づいて選任条件等の確認内容をまとめるにあたり、必要な情報収集を行うことができる。
- 2 前項の規定に基づいて、選考委員会から情報を求められた役員、専門委員会委員長及び加盟団体役員はこれを拒否してはならず、必要な情報の提供に協力しなければならない。

第6条（選考委員の任期）

選考委員会は、第3条第4項に基づいて作成された役員候補者の判断資料を理事会に報告した上で社員総会に提出し、議題として付議された日を以って解散する。ただし、理事会及び社員総会には、選考委員会の委員長が出席し、判断資料、審査結果等について説明しなければならない。

第7条（協議事項）

この細則に明記のない事項又は疑義のある事項については、理事会にて協議の上、解決を図るものとする。

第8条（細則の改廃）

この細則の改廃は、理事会で決議する。

<附則>

- 1 この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条

- 第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程は、平成26年12月19日に改訂し、同日より施行する。
 - 3 この細則は、平成30年8月16日に改訂し、同日より施行する。
 - 4 この細則は、令和2年5月10日に名称変更及び改訂し、同日より施行する。